

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月9日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院

院 長 武 田 篤

## 1 競争に付する事項

### (1) 件 名

自家用電気工作物保安管理業務委託 一式

### (2) 業務委託内容

当院所有の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、電気主任技術者の外部委託を行い、法定点検等を実施するものである。

その他一般競争入札説明書及び保安管理業務仕様書による。

### (3) 業務委託期間

平成30年5月1日～平成33年3月31日

### (4) 入札方法

第一交渉権者の決定については、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した見積書を提出すること。

## 2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。)第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別な理由がある場合に該当する。

① 契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。

① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るた

めの連合をした者

- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - ④ 監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ⑧ 前各号に類する行為を行った者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - ② 経営状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、CまたはD等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 電気主任技術者の外部委託（電気事業法施行規則第52条の2）の承認条件を全て満たす者であること。
- (6) 保安全管理業務仕様書による当院所有の自家用電気工作物の法定点検等が可能であること。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒982-8555 宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11  
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院事務部企画課 業務班長 太田 郁夫  
電話022-245-2113（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書、仕様書等の交付期間  
平成30年4月9日（月）～平成30年4月24日（火）  
（土日を除く9時00分～17時00分。ただし4月24日は9時まで）
- (3) 入札日及び場所  
平成30年4月24日（火） 11時00分 仙台西多賀病院 院内会議室

### 4 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は下記の書類を入札日前に提出すること。
  - ・2の(3)の証明となる資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し。
  - ・2の(5)の証明となる（東北）経済産業局の通知書の写し、その他必要な書類の写し。
  - ・2の(6)については、社内体制、保安全管理業務受託規程等の写し。
  - ・2の(7)の証明となる契約書の写し。
  - ・2の(8)の証明となる24時間の緊急連絡体制を記載した図表等（様式は自由）。
  - ・2の(9)の証明となる認定書の写し。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を

履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要（別冊契約書（案）による）

(5) 契約の相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格の入札を行った者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者とただちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) 詳細は一般競争入札説明書による。